

令和5年度生徒指導規程

三原市立幸崎中学校

生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、学校生活全般について学習環境を整え、一人一人が生き生きと学びあえる学校づくりをする。そのため、全教職員が意識統一して生徒指導体制の確立を図る。

1 欠席・遅刻について

(1)欠席・遅刻は、必ず保護者が8時10分までに「すぐーる」で行う。

電話で行う場合は、7時45分～8時10分までに連絡すること。その際、理由や登校予定時刻なども告げる。

(2)8時15分までに、自分の教室に入室する。遅刻判断の基準となる。

保護者連絡(1)が入っている場合、「遅刻」記録にはなるが、指導や保護者への連絡は行わない。

(3)遅刻した場合は、必ず職員室に寄り、学年・名前・遅刻理由を伝えて、教室に入る。

(4)教室移動は速やかに行い、ベル着厳守を心がける。

※チャイムが鳴り終わった時に着座していなければ、授業遅刻となる。

※全校朝会の場合は、8:15までに体育館へ集合する。

(5)忌引きや出席停止の場合を除き、3日連続して欠席や遅刻がある場合は、学年の先生が家庭訪問も含め保護者と連携を取る場合がある。

2 服装

月に1回程度、頭髪服装点検を全校で行う。違反はその場で正す。

すぐに修正できない違反の場合は、期限を決めて実行し、修正できたことを担任の先生に確認してもらう。服装違反が改善されない場合には、特別な指導を行う。

○学生服

(1)上 衣……黒の学生服（標準のもの）、学校指定のポロシャツ <別紙参照のこと>

下 衣……黒の長ズボン（裾が床につかないこと）<別紙参照のこと>

指定のウインドブレーカーで通学してよい

(2)ベルト……表の色は、黒・紺・濃い茶であること。特別な飾りや金具がないもの

(3)靴 下……白・黒・紺・濃い茶の無地であること。

ワンポイント（ロゴ、イラスト、ライン）は可とする。

厳寒時には、タイツやストッキングを着用してもよい。

○セーラー服

(1)上 衣……セーラー服：平行な3本の白線を、襟・カフス・ポケットにつけたもの。

（標準のもの）

学校指定のポロシャツ

ネクタイ<白の三角布> 胸あて布<白線なし>

下 衣・・・セーラースカート（ひだ数24本のもの）

(2)靴 下・・・白・黒・紺・濃い茶の無地であること。

ワンポイント（ロゴ，イラスト，ライン）可とする。

厳寒時には，タイツやストッキングを着用してもよい。

○靴

上履き・体育館シューズ・・・いずれも学校規定のシューズであること。

通学・・・運動に適した形であること。（体育での使用のため）

白・黒・紺・濃い茶の単色であること。

ワンポイント（ロゴ，イラスト，ライン）は色を問わない。

○通学バック，セカンドバック

通学バック・セカンドバック・・・いずれも学校規定のバックであること。

荷物が入りきらないときは別のカバンを持ってきてよい。

○頭髪

(1)髪型は自由とするが，教師から指示が出た場合はゴムでくくる，ピンで留める等すること。（体育授業等）ゴムの色は問わない。

ただし，シュシュや飾りのついたゴム，バレッタやカチューシャは禁止とする。

(2)脱色や染色，特殊なパーマ，カットや加工は禁止。

ただし，ストレートパーマ・縮毛矯正は可とする。

○その他

(1)厳寒時にはウインドブレーカー，手袋，マフラー等を着用してもよい。校舎内では着用しない。また，制服の下に体操服を着用して校舎内で生活をしてよい。

(2)先生から許可された場合を除き，制服で学校生活を送ることを基本とする。

(3)制服を脱いででの活動は認めるが，規定のポロシャツを着用しておく。

(4)ピアス，ネイル，アイプチ等は禁止とする。

(5)整髪剤及び制汗剤の使用は認めるが，無香料のものを使用すること。

3 自転車通学

(1)通学許可区域・・・自転車通学を許可する範囲は，本校校区全域とする。

(2)通学用自転車は，規定のもので許可証番号をつけたものとする。

※番号シールは入学後，有料にて配布する。

(3)規定のヘルメットを正しく着用する。

(4)カバン等は，安全に走行できるようにすること。

(5)次のような自転車は許可しない

- ・変形ハンドル
- ・後輪につける金具（カム）付き自転車
- ・前カゴのない自転車
- ・ブレーキ，ライト，スタンドなどが正常に機能しない自転車

(6)次の物を備えることを推奨する

- ・反射板

- ・盗犯防止のため、二重ロックするためのチェーンロック
- (7)ヘルメットの不着用等の校則違反、二人乗りや信号無視などの法律違反については厳しく指導し、自転車通学許可の取り消しや保護者連携を行う場合がある。
※自転車運転時のヘルメット着用は、令和5年4月1日から「努力義務」とされていたが、本校則では安全面を考慮し、校則としている。
- (8)電動自転車については個別対応とするため、事前に相談をすること。

4 部活動

- (1)加入については、希望入部制とする。(令和5年度より)
- (2)部活動は完全下校15分前に終了し、清掃、片付け、消灯、施錠等を行う。
- (3)部活動休養日、試験1週間前と試験中は、部活動はない。
- (4)夏休み・冬休み・春休み等の長期休業中の活動は、顧問の指示に従って行う。
- (5)朝練は原則として行わない。ただし、大会の1週間程度前から顧問が参加して実施することは可能とする。
- (6)完全下校時刻は、季節によって次に示すとおりとする。

●	4月～	9月	17:30	}	※いずれの場合も15分前から片付け開始 ※完全下校とは、ただちに校外へ出られる 状態で下駄箱の階段を完全に下りている ことをさす。
●	10月		17:15		
●	11月～	1月	17:00		
●	2月～	3月	17:30		

- 5 携帯電話(スマホ等)については、学校への持ち込みを原則として禁止する。
必要な場合は、相談すること。
- 6 物品破損について
 - (1)校舎、校具、ガラス、Chromebook等を破損したときは、速やかにかつ正直に先生に報告し、その指示のもと修理や片付け、弁償等を行わなければならない。
 - (2)校舎や校具の破損や汚損(落書きを含む)を見つけたら、すぐに先生に連絡をする。
- 7 授業に必要な物以外は、持参しない。
- 8 ~~非常階段(東側の外階段)の利用は、体育の授業に関わる(着替えを含む)移動の場合のみ、非常階段の利用を許可する。ただし、非常階段での悪ふざけやイタズラ(内側から鍵をかけて通れないようにするなど)が、一度でもあった場合は、2023年度1学期までと同様に非常時以外の利用を全面的に禁止する。~~
- 9 通学のきまりについて
 - (1)交通ルールを遵守し、指定された通学路を歩いて登校・下校をする。

(2)登・下校中の買い食い，寄り道等はしない。

10 立ち入り禁止区域や危険場所への立ち入り，公認の場所以外での遊泳はしない。

附則

- この規定は，令和5年1月に一部改正し，実施する。
- この規定は，令和5年4月から改訂し，実施する。
- この規定は，令和5年9月から改訂し，試行する。試行期間は，9月1日から12月31日までとする。

R4年度までの校則に見られた「校則とは言えない」規則，すなわち「マナー・常識・エチケット」に分類されるような項目についての今後の扱い

R5年度からは，本校校則を「校則編」と「マナー編」のページに分類し，

- 「校則編」に記載された事項は，順守を徹底させ，違反行為には，指導が行われる規則とする。
- 「マナー編」に記載された事項は，「そうする方が望ましい」といった表現で，生徒たちの自主的な取り組みを呼びかける事項とする。

「特別な指導」について

校則違反を繰り返し指導しても改善が見られない、指導に従わない、反社会的な問題行動に対しては、以下のような「特別な指導」を行う。

○遅刻について

- (1) 3日以上連続して遅刻、又は週に3日以上遅刻した場合には、家庭に連絡し保護者と連携して遅刻しないよう指導する。

○勝手な外出について

- (1) 許可なく学校外へ出た場合は、本人を指導した上で保護者連絡を行う。
- (2) 許可なく学校外に出ることが2回以上続く場合には、保護者に来校していただき、今後の対応を約束していただくなど指導に協力をしていただく。

○頭髪や服装に関する違反が改善されない場合について

- (1) そのような行為に及んだ理由や背景を明確にし、本人を指導した上で保護者に来校していただき今後の対応を約束していただくなど指導に協力をしていただく。
- (2) 極端な染色や髪型の変形がある場合は、上記(1)と同様の対応を取るとともに、状態が改善されるまでの間、別室登校させる場合もある。

○自転車通学についての違反

- (1) 二人乗りやヘルメット不着用などの場合には、事情聴取・交通安全指導ならびに保護者連携の上で、数日間自転車通学を取り消す場合がある。取り消しの基準は、2回目の「違反指導」で翌日1日間の取り消し、3回目以降は3日間取り消しとする。年度の更新に伴い、累積していた違反のカウントも消去されるものとする。
- (2) 同一年度内の5回目の違反以降、さらに反省の態度が見られないケースについては、保護者に通告した上で自転車通学の許可を取り消し、年度が変わるまで自転車通学できないものとする。
- (3) 自転車通学許可の「年度内取り消し処分」となった生徒が、勝手に自転車通学していることが発覚した場合には、本校卒業までの取り消しとなる。

○部活動について

- (1) 部活動時間の管理不徹底、もしくは正当な理由なく完全下校時刻が守れない事案3回目、顧問とキャプテンは生徒指導主事から警告を受ける。5回目で該当の部については、顧問を含む生徒指導委員会で協議し、活動休止期間を設け、部員全員で反省する。活動休止期間やその間の反省のための取り組み内容、活動再開の許可等については、生徒指導委員会で協議の上、決定する。
- (2) 上記(1)の根拠となる「下校指導の記録」については、従来の下校点検を顧問の指導のもと徹底し、部ごとに不公平感が生じないように努力する。

○携帯電話（スマホ等）について

- (1) 許可なく携帯電話（スマホ等）を学校に持ち込んだ場合には、理由を問わず学校で預かり、該当生徒とともに保護者に取りに来ていただく。

(2)携帯電話（スマホ等）を持ち込むことが続く場合には、特別な指導を行う。

○不必要な物や許可されていない物の持ち込みについて

- (1)不用品を持ってきた場合には、学校で預かり、下校時に返却し保護者に連絡する。
- (2)不用品の持参が続く場合には、保護者とともに来校し、指導を行う。

○授業態度について

- (1)授業中の私語や立ち歩き等で、授業の進行を妨げた場合には、保護者に通告し、授業を静かに受けるよう指導する。
- (2)授業の進行を妨げるような行為が続く場合は、保護者に通告し、特別な指導を行う。

○反社会的な問題行動への対応

- (1)飲酒、喫煙、万引き、いじめ（ネットを含む）など法律に違反する行為については、保護者に通告し、特別な指導を行う。必要な場合は警察とも連携して指導にあたる。
- (2)生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力、故意な器物損壊、他人の持ち物を盗む・壊す・汚すなどの事案が生じた場合には、保護者に来校していただくのはもちろん、警察対応を含めて厳しく指導する。

◎「特別な指導」とは、学校長を含む生徒指導委員会を中心に、該当生徒の担任や副担任、部活動顧問等の関係教職員を含めて協議し、昼休憩や放課後などの時間を利用して、自分のとった行動に対する反省を促し、二度と同じ失敗を繰り返さないようにするための指導のことである。

次のような方法によって取り組む。

①説諭による指導

②反省文等を作成させ、自身を見つめなおさせる指導

③保護者に来校していただき、家庭からのサポートを促す指導

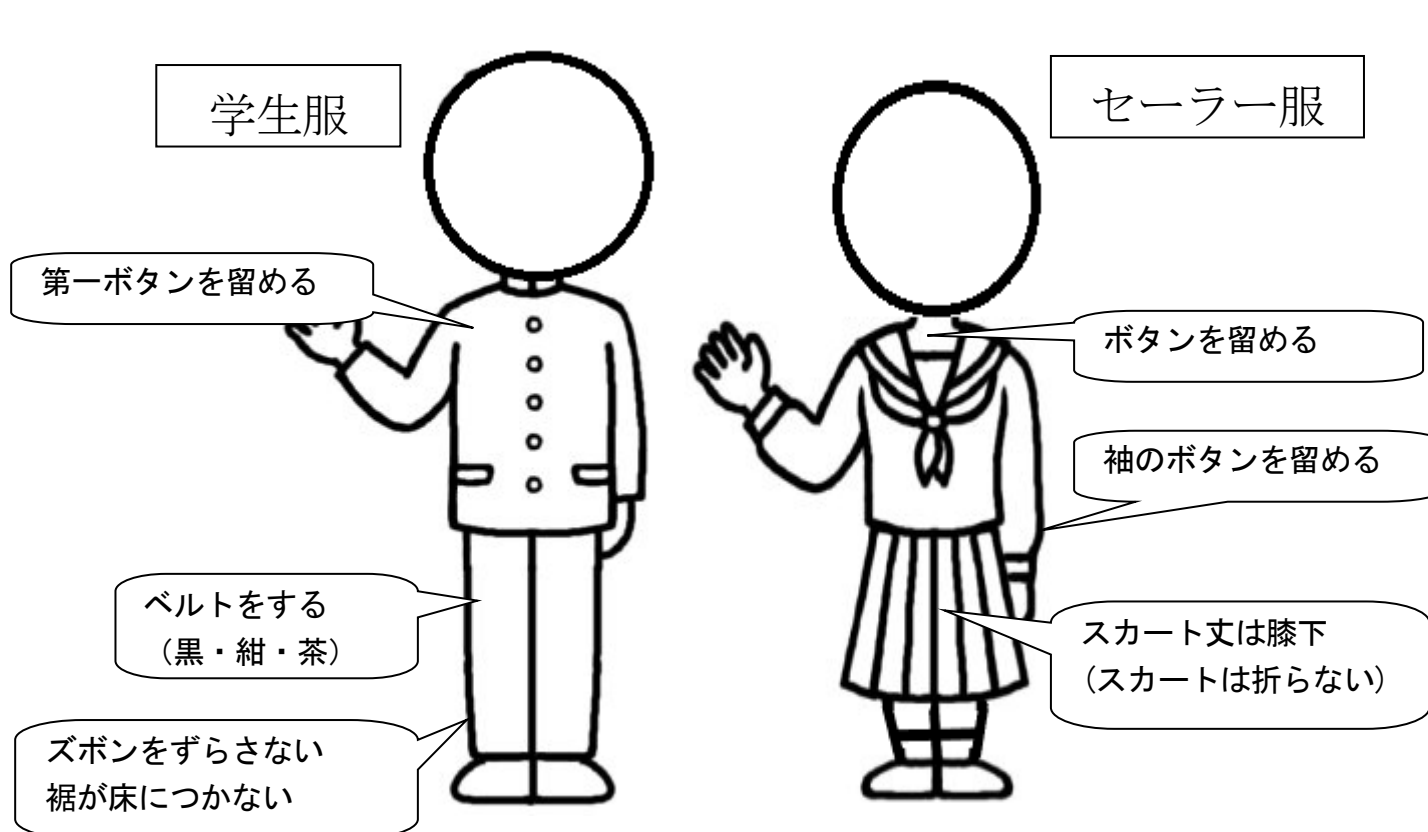
④部活動停止や別室指導のように、通常とは異なる環境で、自分自身あるいは自分の所属するグ

ループ全体の在り方を見つめなおさせる指導

※①別室とは印刷室奥の部屋を基本とするが、その時の学校の状況による。

※②いずれの指導も、改善が見られない場合や取り組みの様子が不真面目である場合は期間を延長する。延長期間も生徒指導委員会で決定する。

冬服のきまり



※学生服は標準マークがついているものとする。

頭髪

髪型は自由とするが、教師から指示が出た場合はゴムでくくる、ピンで留める等すること。(体育授業等) ゴムの色は問わない。ただし、シュシュや飾りのついたゴム、バレッタやカチューシャは禁止とする。
脱色や染色、特殊なパーマ、カットや加工は禁止。ただし、ストレートパーマ、縮毛矯正は可とする。

名札

必ずつけて出す

靴下

白・黒・紺・濃い茶の無地であること。
ワンポイント(ロゴ、イラスト、ライン)可とする。

靴

運動に適した形であること。
白・黒・紺・濃い茶の単色であること。
ワンポイント(ロゴ、イラスト、ライン)は色を問わない

その他

厳寒時にはウインドブレーカー、手袋、マフラー等を着用しても良い。ただし、校内では着用不可

R 5 年度 幸崎中学校・校則<マナー編>

はじめに

令和 4 年度から生徒指導委員会や生徒会を中心に「校則の改正」に取り組んでいく中で、これまでの本校の校則には、個々の生徒が「きちんと守るべき規則」と個々の生徒が「心がけるべきマナー・常識・エチケット」とが、混在していることが分かり、そのことが「時代遅れ」や「不徹底」の原因になっていました。

そこで、そうした状況を改善すべく話し合いを続けた結果、「校則編」とは別に「マナー編」を設定することとなり、本資料を作成したものです。

本資料で生徒の皆さんに呼び掛ける内容は、あくまでも「マナー・常識・エチケット」ですから、「校則」のように、違反したからといって厳しく指導されたり、ペナルティーを課されたりすることはありません。

しかし、そもそも「マナー・常識・エチケット」というものは、集団を構成する一人ひとり（つまり生徒の皆さんや先生方や保護者の皆さん）が、お互いに気持ちよく生活できるように考え出され、当たり前のこととしてその集団に定着してきたものです。中学校を卒業したのちに進学した場合でも就職した場合でも、その年齢にふさわしい「マナー・常識・エチケット」が、当然身につけているはずの人だと見られ、扱われます。

逆に言う「この人は当然のことが身につけていない人である」と見なされた場合には、「非常識な人」として扱われてしまい、その集団に所属させてもらえなかったり、契約を結んでももらえなかったりします。

ですから義務教育最後の 3 年間（つまり中学校）の間に、集団生活や社会生活において「身につけて当然」とされている「マナー・常識・エチケット」について知り、それらを自然体で行えるようにすることも、中学校での必要な勉強の一つであると考えます。

生徒指導委員会

1 通学に関すること

- (1) 地域の人々に積極的にあいさつをしましょう。
- (2) 時間厳守は、集団生活を営んでいく上での基本です。時計を見て早めに行動する習慣を身につけましょう。
- (3) 他の歩行者や車の進行の妨げにならないよう、周囲への気配りをしましょう。
- (4) 自転車置き場では、自転車の整理整頓を心がけましょう。
- (5) 下校後に友達と話し込んでしまい、帰宅が遅れて保護者に心配をかけるという事例が見られました。速やかに帰宅するようにしましょう。

2 貴重品に関すること

- (1) 先生からの指示で持ってきた金品等の貴重品や電話代等は、紛失などのトラブルを回避するため、朝登校したら、ただちに先生に預かってもらうようにしましょう。

3 職員室への出入りに関すること

- (1) ノックしてドアを開け、所属する学級や部活、名前、要件を述べて、先生を呼ぶなどしましょう。
- (2) 用事が終わったら先生方に「失礼しました」と述べて、静かにドアを閉めましょう。

4 校内の施設設備に関すること

- (1) 「上履きや外履き」と「体育館シューズ」を区別しているのは、傷つきやすい体育館の床板を保護するためですから、きちんと区別して履き替えるようにしましょう。
- (2) 動植物を大切にしましょう。

5 校内生活全般に関すること

- (1) 誰にでも積極的にあいさつを心がけましょう。
- (2) 事故防止のためにも、教室、廊下、階段等での悪ふざけ、走る、物を投げるなどの行為はやめましょう。

6 下校後の生活に関すること

- (1) 夜間に生徒だけで外出しなければならない場合は、行先、帰宅時刻、一緒に行く人の名前などを保護者に伝えてから外出するようにしましょう。
- (2) 友人宅に外泊することで多くのトラブルが報告されています。上記(1)同様に徹底しましょう。
- (3) 中学生の本分は「勉強」です。宿題のあるなしにかかわらず家庭学習を心がけましょう。
- (4) 家族の一員として、積極的に家の手伝いをしましょう。
- (5) 飲食店、ボーリング場、スケート場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、映画館、劇場等は、保護者同伴で利用しましょう。